

令和6年度第1回大野城市個人情報保護審議会 概要

- 1 日 時 令和6年11月18日(月) 午後3時から午後4時まで
- 2 場 所 市役所本館2階 212会議室
- 3 出席者 【審議会委員】 会 長 熊 谷 雅 弘 (Zoom参加)
副会長 徳 永 達 哉 (Zoom参加)
大 谷 美 咲 (Zoom参加)
委 員 原 田 隆 至
委 員 南 谷 博 子
【事務局】 課 長 山 本 耕 督
(プロモーション推進課) 係 長 田 中 亮 次
担 当 永 島 彩 奈

※傍聴者なし

4 会議概要

(1) 委託先の監督等の方法について

資料①～⑤をもとに事務局が説明後、質疑応答。

【徳永委員】

個人情報保護に関する研修は、委託先等も受けているという前提か。

【事務局】

契約書にとじ込んでいる個人情報取扱特記事項上は、委託先が従業者への研修をすることになっているが、現状では、その把握はできていない。チェックリストを元に研修をしていることを確認していきたい。

【徳永委員】

研修を自治体がしている印象を持っていたが、状況は分かった。

委託先がトラブルを起こした場合、国家賠償請求のときには結局は自治体が責任を負わないといけなくなる。そのような背景で、委託先を管理・監督するという趣旨で間違いないか。自治体としての責務が果たされているかきちんと残るようにすることが目的か。

【熊谷会長】

各部局がそれぞれ業務委託をして、個人情報を委託先・再委託先に預けている。その状況の中で、個人情報保護を所管しているプロモーション推進課が音頭を取って、業務改善としてチェックリストを作っていると理解している。国家賠償の過失の免責までは狙っていないと思っているがどうか。

【事務局】

このチェックリストだけで、どこまで担保できるのか悩んでいる。まず、取り掛か

りとして、個人情報取扱特記事項を契約の時に付けてもらっているが、果たして担当課も委託先もしっかりと理解しているかどうか分からないため、その意識付けも含めて、このチェックリストに取り組んでもらいたいと思っている。

【熊谷会長】

しっかりとした問題意識を持ってもらうということか。チェックリストをどれだけパーフェクトなものを使っても、結果的には、業者の監督について十分やっていたから免責ということとは距離があるように思う。

【大谷委員】

令和6年度の2月または3月までに作って、令和7年度から使うということで間違いないか。

【事務局】

間違いない。(資料に一部誤りがあったため、会議概要添付資料中は修正)

【熊谷会長】

チェックリストを各所管課から委託先に提示して回答をもらうという運用か。それだけでも結構な事務作業になる。回答できない・しない委託先については、今後の契約の解除等も想定しているのか。

【事務局】

チェックリストは契約後に提出してもらうことを想定しているが、例えば、適切な取扱いができていないというチェックがついた場合は、その対策についても出してもらうように考えている。基本的には個人情報を取扱う業務が始まる前までには、それをしてもらう。契約前にホームページ等でチェックリストを掲示するので、契約の時に出してもらう必要があるという前提条件の下で進めようと思っている。

【熊谷会長】

既に委託契約をしている業者に途中から出してもらうわけではなく、新規契約のときに出してもらうことを想定しているということである。

【徳永委員】

個人情報を取扱う委託先のチェックをする時間とプロセスを適正に確保することで問題は回避できる。チェックリストについては運用すべきと思う。ただ、トラブルを生じる業者であった場合、契約はその後どうなるのか、ペナルティをどうするのか。実務上、なかなか難しいと思うが、どうするのか決めていた方がいい。検討材料だと感じている。

【熊谷会長】

既存の業者に対する対応も検討してほしいということである。

【南谷委員】

委託先が「適切な取扱いをしている」と全てにチェックを付けてきた場合、実際にできているかの検証を何か考えているか。例えば、チェックは入っているが、研修を計画通りしているか等、そこまで確認できて初めてこれが役に立つかと思う。

【熊谷会長】

チェックリストを出してもらって、その内容の真実性をどうやって担保するのかという質問であるがどうか。

【事務局】

実際の確認方法はまだ決められていない。現地を見ることを考えているが、遠方だった場合、それが難しいため迷っている。何かこうした方が良いというような策があるか、助言をいただきたい。

【原田委員】

以前個人情報を取扱う職場にいた時、現場では派遣の方や社員ではない方の出入りが多く、個人情報の漏えいは企業の存亡にもかかわるため気を付けていた。持出しをどう防止するか。実際には、パソコンのUSBのところに封印を貼る、または登録したUSBしかパソコンが作動しないようにしていた。一番怖いのは、USB等でデータを複製されて持出されることなので、それを機械的にできないようにしていた。おそらく現場ではそのようなことをしているはずだ。「持出しの禁止」が一番大事なので、ここをより具体的にどうチェックしていくか項目を作っていた方が、現場での判断がしやすいのではないかと思う。

【熊谷会長】

委託先も専門業者なので、それなりの努力はされているはず。おそらく委託先もいろいろな水準のところがあると思う。あまり大きくない企業や再委託先が一番心配なところである。

(2) 令和5年度個人情報保護制度運用状況報告

資料⑥～⑦をもとに事務局が説明後、質疑応答。

22 ページ 個人情報漏えい等の状況

【徳永委員】

今まではこのような報告は共有されていなかったが、従来も同じくらい起きていたのか。結構あるなという印象だ。

【事務局】

これまでの個人情報漏えい等の件数は令和2年度までが0件。令和3年度が3件。令和4年度が11件。令和5年度が10件。法改正に伴い職員研修をしたことで、

正しく報告をするという認識ができたことも件数の変動に影響していると思われる。

16～18 ページ 保有個人情報開示請求の内容と処理状況

【熊谷会長】

子育て関係の開示請求が多いが、どのような背景か。

【事務局】

16～18 ページまでの表4 No. 1～29 が一人の請求者からのもので、市が保有している全ての情報を開示してほしいということだったが、何があるか分からないとのことで、該当しそうなものを全部を請求されたという経緯。

19 ページ 保有個人情報開示請求の内容と処理状況

【熊谷会長】

No. 33、34 について、介護認定の関係で、本人または家族からの開示請求ということでもいいか。

【事務局】

本人からの委任状を用いた請求である。

(3) その他

【事務局】

委託先の監督等の方法におけるチェックリストについて、チェックリストとその運用の整理をした後、委員の皆さんへの最終確認は、もう一度審議会を開催するか、メール等で内容確認をしていただくか、どのような方法が良いか。

【熊谷会長】

もう一度審議会を招集することで良い。